

食品ロス削減ネットワーク懇話会設置要綱

(目的)

第1条 「大阪府食品ロス削減推進計画」に基づく施策及びそれに関連する事項について、食品製造業、食品卸売業、小売業・外食産業等の事業者や、消費者、行政など（以下「関係者」という。）多様な主体の取組状況等の成果を検証し、より効果的な手法等を検討することを目的として、「懇話会等行政運営上の会合に関する取扱要領（平成24年10月23日付け人事第2152号）」に基づき、食品ロス削減ネットワーク懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 第1条の目的を達成するため、懇話会では関係者がそれぞれの立場から、食品ロス削減に効果的な取組や、消費者への啓発内容などの情報共有や意見交換を行う。

(組織)

第3条 懇話会は、8名以内で組織する。

2 懇話会は食品製造業者、食品卸売業者、小売業者、外食事業者、有識者、消費者団体、行政で構成する。なお、必要に応じて構成員以外の者をオブザーバーとして招くことができる。

(運営方法)

第4条 懇話会の会議は大阪府が招集し開催する。

2 懇話会に座長を置き、座長は構成員の互選により決定する。

3 構成員がやむを得ない事情により出席できないときは、代理人が出席することができる。

4 会議終了後、開催概要をホームページで公表する。

(分科会)

第5条 懇話会の取組を円滑かつ効率的に推進するため、必要に応じて分科会を置くことができる。

2 分科会は各分野の具体的な取組について、意見交換、検討を行い、会員相互の協力の下でそれを実行する。

3 分科会は、目的に応じて、適切かつ幅広い人選に努めること。また、必要に応じて会員以外の者を出席させることができる。

4 分科会は、その取組状況を構成員に報告する。

(守秘義務)

第6条 懇話会の構成員は、会議等で知り得た秘密を漏らしてはならない。

(設置期間)

第7条 懇話会の設置期間は、令和8年3月31日までとする。ただし、期間の延長は妨げない。

(謝礼等)

第8条 学識経験者等に対する謝礼の額は、日額九千八百円とする。また、学識経験者等に対する費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

2 大阪府の経済に属する常勤の職員である者に対しては支給しない。

(事務局)

第9条 懇話会の事務局を大阪府環境農林水産部流通対策室ブランド戦略推進課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は別途

定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 6 月 13 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 25 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 5 月 24 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 6 月 22 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 1 月 26 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 11 月 17 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 5 月 15 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 2 日から施行する。